

オーストラリアの統合的子育て支援：南オーストラリア州における「子どもセンター」事業と連邦政府による経済的支援を中心に

著者	中里 英樹
雑誌名	甲南大學紀要.文学編
巻	161
ページ	123-131
発行年	2011-03-30
URL	http://doi.org/10.14990/00001026

オーストラリアの統合的子育て支援

南オーストラリア州における「子どもセンター」事業と連邦政府による経済的支援を中心に

中 里 英 樹

1. はじめに

筆者はオーストラリアにおける子育て期の仕事と家族の状況や制度について調査をするなかで、南オーストラリア州の州都であるアデレード郊外における子育て支援のワンストップショップサービスの試みに目を引かれた。地域に子育て支援の拠点を設け、そこで8歳までの子どもとその家族が必要とするサービスを、行政の部門を超えて提供するというものである。本稿は、特にその試みの最初のモデルとなった機関である、アデレード北部近郊エンフィールド（Enfield）に位置する「カフェ・エンフィールド：幼年期の発達および親の子育て支援子どもセンター（C.a.F.E Enfield Children's Centres for Early Childhood Development and Parenting）」の取り組みを紹介することを目的とする。同時に、それを包含する南オーストラリア州における「幼年期の発達および親の子育て支援子どもセンター（以下「子どもセンター」と略記）」事業、そしてそれを経済的に支える連邦政府の子育て費用助成の仕組みについても、概略を紹介したい。

2. 調査の概要

筆者は2006年8月から2007年3月にかけてアデレードに滞在し、当地における子育て支援の状況について予備的な調査を行った。そのうえで、2009年3月および2010年3月にアデレードを再訪し、子育て支援に関連する施設を訪れて、支援者や子育て期の親へのインタビューを行った。本稿で紹介する内容は、このうち主に2010年3月11日から15日にかけてアデレードを訪問した際のインタビューと入手資料および、その後更新されたウェブサイト等の最新資料に基づいている。本稿に関連する訪問先と訪問日、インタビューを行った場合の対象者の肩書きは以下の通りである。

(1) カフェ・エンフィールド：幼年期の発達および親の子育て支援子どもセンター（C.a.F.E Enfield Children's Centres for Early Childhood Development and Parenting）（3月12日、15日）

【インタビュー対象者】

- カフェ・エンフィールド 地域作り（Community Development）コーディネーター
- カフェ・エンフィールド Learning Together プログラム コーディネーター
- 南オーストラリア州政府「子どもと女性の健康」部 父親プログラム コーディネーター

(2) センターリンク・エンフィールド支所（Centrelink Enfield Regional Office）（3月11日）

(3) プレイグループ南オーストラリア（Playgroup SA）（3月12日）

【インタビュー対象者】

プレイグループ南オーストラリア Supported & PlayConnectプログラム全州コーディネーター

(4) 家庭型保育保育者宅（3月14日）

3. 南オーストラリア州の子育て支援

3.1 連邦と州

オーストラリアでは、2007年11月まで11年続いた自由党・国民党連立政権の新自由主義的施策のもとで、コミュニティが運営する保育施設への運営費と建設費の補助の撤廃などによって、保育においても民営化・市場化が進み、商業ベースの保育園が増加する、との問題が指摘されてきた（Pocock 2006）。この旧政権の元でも保育費用の補助制度は高水準にあったが、保育の過度の市場化の問題点を認識している労働党政権にかわって以降、さらにさまざまな改革が進められている。また金銭的支援以外の子育て関連制度の制定・運用は州が担っており南オーストラリア州を含む多くの州では、連邦政府における政権交代以前から長期にわ

たり労働党政権による運営が続いている。したがって子育て支援の枠組みは州ごとに独自性を持ち、以下で紹介するChildren's Centresの枠組みは南オーストラリア州のものである。

3.2 「幼年期の発達および親の子育て支援子どもセンター」事業

ここで注目するのは、南オーストラリア州政府による「幼年期の発達および親の子育て支援子どもセンター (Children's Centres for Early Childhood Development and Parenting 以下「子どもセンター」と略記する)」事業である。「子どもセンター」事業に関するリーフレット (Government of South Australia, DECS他 2010) (2010年3月カフェ・エンフィールド訪問時に入手) は、子どもセンターを次のように紹介している。

「誕生から8歳までの子どもとその家族のためのさまざまなサービスを集約し、子どもたちとその家族のための『ワンストップショップ (one-stop-shop)』を提供します」。

「ワンストップショップ」とは、その一ヶ所を訪ねることで、必要なさまざまなものを入手できる場所を指す。また、2011年1月15日現在の公式サイト (Government of South Australia 2010) では、「ワンストップショップ」という言葉は使われていないが、以下のように、統括する複数の領域が明記されている。

「子どもセンターは、誕生から8歳までの子どもとその家族のための、保育、教育、保健、コミュニティ育成活動、家族支援サービスを集約した拠点です。」

このように、子どもセンター事業は、行政の区分や制度的な成り立ちによって分断されがちであった、地域における幼年期の保育、教育、保健、コミュニティ育成活動、家族支援サービスに関わる機能を一ヶ所に集約した「ワンストップショップ」を提供するものだ。

各センターの位置

リーフレットによると、南オーストラリア州全体にわたって、このような拠点を4年間で20ヶ所開設する予定であることが示されているが、最新のウェブサイト (Government of South Australia 2010) では、22ヶ所に設ける計画が示されている。その配置を示したのが、図1および図2である¹⁾。



図1 南オーストラリア州全体の子どもセンターの配置

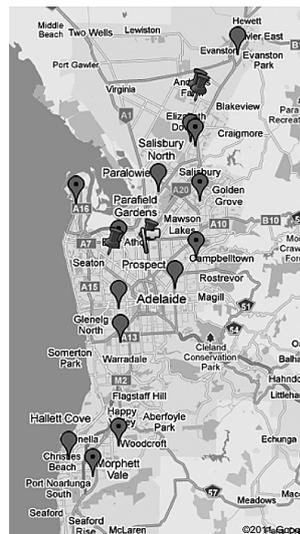


図2 アデレード都市圏における子どもセンターの配置

図1は、州全体の地図にセンターの位置を示したものであり、遠隔地の5ヶ所以外は州都であるアデレード郊外に集中していることが分かる。アデレード都市圏のみを拡大したのが図2である。旗のマークが次節で事例として取りあげるカフェ・エンフィールドの位置、黒丸の付いた吹き出しは、それ以外にすでに開設されている子どもセンターの場所を示す。黒丸のない吹き出しは開設準備中で住所が明らかになっているものの位置に置き、ピンマークは地域のみ示されているが具体的な住所が不明であるセンターについて、当該地域の任意の地点に置いた。

子どもセンターの提供するサービス

各地域のニーズに応えるために、実際に提供されるサービスは各センターで異なるが、およそ以下のリストのようなものが含まれる。

【未就園児 (very young children) のためのプレイグループ²⁾】

親と未就園児がともに遊び、学ぶ機会の提供。子育て支援。

【就学前教育と保育 (Early education and child care)】

- 一時保育 (Occasional and respite care)
- 認可終日保育 (Fully licensed and accredited long day care)
- 幼稚園 (Preschool (Kindergarten))
- 家庭型保育 (Family Day Care)
- 学童保育 (Out of School Hours Care)
- 託児 (Crèche)

【早期教育プログラム (Early learning programs)】

- 有資格教員による幼稚園プログラム (Preschool programs delivered by qualified teachers)
- 子どもの発達のあるゆる側面を延ばすための、遊びを基礎とする学び (Play based learning to encourage all aspects of a child's development)
- 言語発達、コミュニケーションスキル、読み書き計算に焦点をあてたプログラム (Programs which focus on language development, communication skills, literacy and numeracy)

【専門的サービス (Specialist services)】

- 乳幼児保健プログラム (Baby and child health care programs)
- 子育てアドバイス (栄養, 衛生, 遊び) (Parenting advice including nutrition, hygiene and play resources)
- 家族支援とセラピーサービス (Family support and therapy services)
- 家族・コミュニティプログラム (Family/community programs)

【家族支援 (Family Support)】

子育て支援グループ (Parenting support groups)

父親サポート (Fatherhood support)

さらに、祖父母など親以外の親族が幼年期の子育てに関わる際の困難に対応したり楽しさを得るための支

援も行われている。

以上のように子どもセンターは、オーストラリアにおいても分断されがちであった保育と就学前教育をはじめとする、幼年期の子どもに対するさまざまな形の教育と保育について、集約的に情報提供し、子どもと親を支援しようとする試みである。ここでは以上のような項目を挙げるにとどめ、次節で、最も早く運営を開始した子どもセンターであるカフェ・エンフィールドの実例を中心に、どのような形でサービスそのものやそれに関する情報が提供されているのかを紹介していきたい。

4. カフェ・エンフィールド (C.a.F.E Enfield) 子どもセンター

4.1 カフェ・エンフィールドとは？

カフェ・エンフィールド (C.a.F.E Enfield) とは、先に見た南オーストラリア州の子どもセンター (Children's Centres for Early Childhood Development and Parenting) の1つであり、最も初期に設立され、他のセンターのモデルになっているという (Learning Togetherプログラム・コーディネーターのインタビューによる)。アデレードの中心部から7キロほど北に行ったエンフィールド (Enfield) のエンフィールド小学校の校地内にあり (図3)、同じ敷地内に保育園、幼稚園をはじめ、家庭型保育を管轄事務所など、子育てに関わるサービスを担う複数の建物が集中している (図4)。

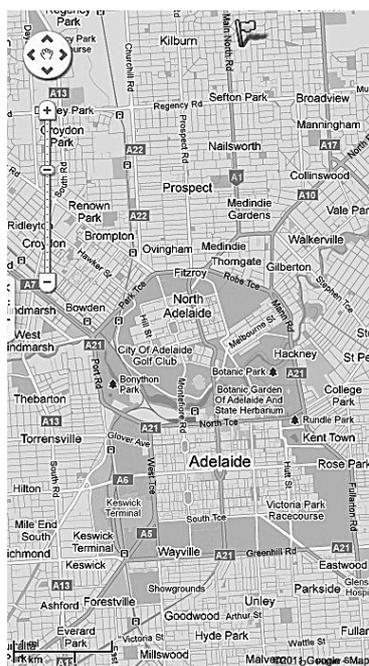


図3 カフェ・エンフィールドの位置



図4 エンフィールド小学校の敷地。グラウンド右下の建物がカフェ・エンフィールドのメイン・オフィスの建物。

先に見た、子どもセンター事業全体の説明とも重なるが、カフェ・エンフィールドの案内資料から、このセンターがどのような役割を担っているかを見てみよう。

カフェ・エンフィールド子どもセンターは、教育者、家族、地域が、家族と子どものニーズを満たすために協働する、幼年期向け統合サービスです。子どもが楽しく学びに専念できる、養育的、包摂的、受容的な環境の中で、子どもの発達、健康と学びとウェルビーイングをサポートします。

さまざまな領域の専門家のチームが、家族を支援し強化することを通じて、子どもの健康と発達と学びを促進するために、コミュニティと協力して活動しています。



図5 カフェ・エンフィールドのメイン・オフィスの建物の玄関。小さな子どもが誤って外に出てしまわないよう、子どもの手の届かない高さにロックのある扉のついたフェンスで囲まれている。

4.2 情報提供の場

カフェ・エンフィールドを訪れると、子育て、あるいは家族関係全般に関して必要となるさまざまな情報を入手することができる。2010年3月訪問時、図6のように、メインビルディングの中の壁に、色とりどりの

の持ち帰り用の家族・子育て関連資料「子育て簡単ガイド (Parent Easy Guides)」が50種類近くディスプレイされていた。このガイドは、南オーストラリア州政府の機関であるChildren, Youth and Women's Health Serviceが運営するParenting SA事業の中で作成・配布されているものである。A4判2～4ページのリーフレットになっており、各テーマについて必要な知識が記載されている。州内の子育て関連施設で入手できるほか、Parenting SAのウェブサイト (<http://www.parenting.sa.gov.au>) で最新版のPDFを入手することができる。そのタイトルの一部を以下に挙げておこう。

- うまくいく家族 Families that work well
- 祖父母による孫育て Grandparenting
- 子どもの留守番 Home alone
- 子どもの睡眠 Sleep (Children 0-6 years)
- 再婚後の家族 Stepfamilies
- ポジティブに考える Optimism
- はじめが肝心 Right from the start
- 母になること Being a mum
- 赤ちゃんについて About babies
- 赤ちゃんとの生活 Living with babies
- 10代の親たち Teenage parents



図6 カフェ・エンフィールドのメインオフィスの配布資料



図7 カフェ・エンフィールドのメインオフィス 中央ホール

さらに入り口脇のテーブルのうえにも、家庭型保育 (Family Day Care) の利用者むけA4サイズ案内チラシおよび保育者向けの案内カードなど、関連するサービスを紹介するリーフレットやカードなどがおかれていた。また、この建物の中 (図7) には、アクティビティ・ルームもあり、曜日・時間ごとにさまざまなセッションが開かれているほか、身長・体重測定スペースがあり、アポイントなしで立ち寄って看護師に子どもの健康・発達相談をすることもできる。

4.3 統括するサービス

次に、カフェ・エンフィールドが統括している子育て支援サービスを、主にセンターの案内チラシ (<http://www.childrenscentres.sa.gov.au/files/links/CafeEnfield.pdf>) とアクティビティ・プログラムに基づいて紹介していく。

幼稚園 (Preschool)

4歳以上就学前までの間の4学期、月曜から木曜の8:30から11:30に通園する。南オーストラリア州では、6歳の誕生日から小学校への通学義務が生じるが、希望すれば5歳になった学期初めから学校はReceptionと呼ばれる準備学級に受け入れることになっている。また5歳の誕生日すぐに受け入れることもある (Government of South Australia, DECS 2009)。幼稚園は時間も日数も比較的少なく、就労する親にとっては利用しづらい選択肢である。ただし、他のセンターの幼稚園では週5セッション、午後にも選択肢があるところもある。

入園準備プログラム

次のように、幼稚園入園準備や早期入園のプログラムもある。

Early entry into preschool programs

正午から午後3時。

Pre-entry into preschool

入園前の1学期に週1セッション

保育園 (Child Care)

保育園は、生後6週間から就学年齢までの子どもを、月曜から金曜日の午前7時半から午後6時まで終日保育として受け入れる。

家庭型保育 (Family Day Care)

保育者の自宅で行われる保育サービス。終日、パー

トタイム、学童保育、週末・夜間・終夜保育など柔軟な保育サービスが提供される。

オーストラリアの家庭型保育については、1996年時点の状況について保育の資格が必要ないという保育の質の問題が指摘されている (白田 2003: 93-98) が、2010年時点では南オーストラリア州ではCertificate III in Children's Servicesという資格が必要 (取得予定も含む) となっている (Government of South Australia, DECS 2010)。

この家庭型保育は日本における保育ママ制度に類似しているが、州政府および連邦政府の保育制度の中に明確に位置づけられており、あとに見る国の保育費用助成を受けられる認可の対象となっている点で、市区町村毎に位置づけに差の大きい日本の保育ママ (岡野 2009などを参照) よりも、保育の実質的な選択肢としての意味は大きいといえるだろう³⁾。実際、2004年時点の調査では0-11歳でフォーマルな保育の利用者数の21%を家庭型保育利用者が占めている (Pocock 2006 (=2010): 190-91)。

未就園児教育と保護者向けプログラム (Learning Together Program)

4歳未満の子どものいる家族のための、早期読み書きおよび家族支援プログラムで、工作や乳児との遊び方の指導が行われている。

プレイグループ

プレイグループとは、日本の育児サークルのような子育て中の親たちのグループで、定期的集まり、子ども同士を遊ばせたり、読み聞かせをしたり、また親同士が情報交換をするものである。日本と比較した場合の特徴は、全国的なNPO法人プレイグループ・オーストラリア (Playgroup Australia) と州ごとの支部 (Playgroup SAなど) の元に組織化されており、情報提供にとどまらず、グループの立ち上げやその参加費の管理や保健の適用などの事務作業を集約的に担っていることにある (Playgroup SAでのインタビューより)。

カフェ・エンフィールドでのプレイグループ (曜日・時間の異なる複数のグループがある) は、Learning Togetherプログラムを運営する幼児教育の専門家がコーディネートし、遊びの指導などを行っている点にその特徴がある。2010年3月の時点では、180組の家族が参加しており、そのうち7、8組は父親と子どもで参加しているとのことであった (Learning Togetherプログラム・コーディネーターのインタビューによる)。

親子保健サービス (Child and Family Health services)

この他に、子どもの健康・発達や子育て全般に関する相談などを提供する、親子保健サービス (Child and Family Health services) や要特別支援児向けサービス (Services for children with special needs) も提供されている。

4. 4. 注目されるサービス

この節の最後に、カフェ・エンフィールドのサービスの一覧にはリストされていないが、同センターで情報を得られるその他の注目すべきサービスについて紹介しておきたい。

家庭訪問 (Home Visiting)

Learning Togetherの建物の一角では、Learning Together @ Homeと呼ばれる家庭訪問プログラムを運営する事務所がある。母親の孤立した子育てへの対応として、貸し出し用の絵本やおもちゃ (図8・9) を持って子育て家庭を訪問し、子どもとの遊び方の指導などを行う。フルタイムの職員が3人おり、半径7キロをカバーしている。車がないなどプレイグループに参加しづらい人のために車での送迎も提供しているという。



図8 Learning Together @ Home 家庭訪問時の貸し出し用の本やおもちゃの棚



図9 Learning Together @ Home 家庭訪問時の貸し出し用の本やおもちゃの棚

父親支援プログラム

さらに、活動自体は別の子どもセンターで行われているが、父親支援のための父親グループプログラムの情報もカフェ・エンフィールドの掲示板で提供 (図10) されており、同センターの地域作りコーディネーターからの紹介で、このプログラムを運営する「父親支援ワーカー」から話を聞くことができた。このプログラムは、子どもの月齢が6ヶ月あるいは1歳の時に、6週間にわたる1回2時間のセッションに参加するものである。子どものニーズ、父親の役割、子どもとのコミュニケーション、子どもの自信を高める方法、ストレスや怒りへの対処、自分自身および他者との関係などについて、ディスカッションする。産前の父親プログラム (2時間1セッション) への参加者に声をかけることにより、平日の夜7時から9時という日時設定にも関わらず、うまく参加者が集まっているという。産前の父親プログラムには、乳児と先輩父親が参加して子育ての実例を見せるというので、それが産後のプログラム参加への動機付けを高めることにつながっていると考えられる。

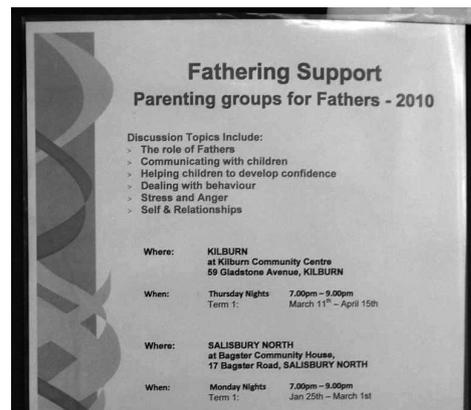


図10 父親支援プログラムの案内

5. 子育てに関わる経済的支援

南オーストラリア州の子どもセンターにおいては、これまで見たような多様な幼年期の教育や保育などの子育て支援が集約的に提供されているが、金銭的な負担が大きければ、実際に利用することは困難になる。最後に、こうした費用負担を軽減する制度を紹介したい。これまで紹介した教育・保育プログラムが州によって運営されているのに対して、その利用のための経済的支援は連邦政府によって提供されている。

政権交代前の自由党・国民党連立政権の子育て支援政策については、有償の育児休業制度の不在、税額控除に基づく逆進的な保育費用助成や、市場化による保

育の質の低下などへの批判 (Hill, Pocock, and Elliott 2007; Pocock 2006) がなされてきたが、2007年の労働党政権成立以後、幼年期教育の国家的投資や、コミュニティベースの保育園の再興、有償育児休業制度の導入などの改革がなされている。

この節では、2010年-2011年時点での連邦政府による子育て関連の経済的支援制度について、まず、その窓口としてワンストップショップの役割を果たすセンターリンク (Centrelink) における情報提供のありかたを紹介した上で、支援制度の内容について紹介したい。

5.1 経済的支援のワンストップショップ——Centrelink

センターリンク (Centrelink) はオーストラリア連邦政府によるさまざまな金銭的給付についての情報提供とその審査や給付の実務を一手に担う組織で、地域ごとに支部がおかれ窓口となっている。図11・12は前節で見たカフェ・エンフィールドと同じ地域にあるセンターリンク・エンフィールド支所での資料配布の様子である。人生のさまざまな状況ごとに必要な経済的支援についての資料が分類されて子どもセンターと同様に壁一面のボックスに並べられている。



図11 センターリンクの資料提供 (全体)

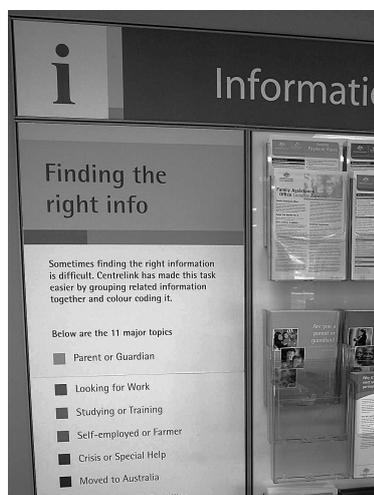


図12 センターリンクの資料提供 (拡大)

図12のように、親あるいは保護者に必要な情報、介護、離婚、死別、勉強や職業訓練、求職、移住に際して必要な情報、などに分類されている。それぞれ1つのパンフレットに、関連する複数の制度の情報がまとめられ、また個別の制度について独立したリーフレットもある。またいずれの資料もセンターリンクのウェブサイト (<http://www.centrelink.gov.au/internet/internet.nsf/publications/index.htm>) から最新版をダウンロードすることができる。

5.2 親と保護者向け給付

次に本稿の問題関心と関連するもの絞って、親およびその他の保護者向け給付の概要を紹介したい (Centrelink 2010; Family Assistance Office 2010)。大きく分けて次の6種類の給付制度が存在する。このうち、有償育児休業制度は2011年1月に施行されたばかりのものである。旧政権時代に他の先進諸国に後れを取っているとの批判にさらされながら導入されず、政権交代後も政党間や企業・労働組合・政府の間の長い交渉を経てようやく実現に至った。

ベビーボーナス (Baby Bonus)

ベビーボーナスは、少子化対策として旧政権時代に導入され、その後の出生率上昇につながったと見られることもある給付制度である。出産および16歳未満の子の養子縁組みに当たって支給される。支給額は子ども一人当たり5294ドル (1オーストラリアドルは2011年3月7日現在で、およそ83円) で、2週間ごと13回に分けて支払われる。誕生 (あるいは縁組み) 後の半年間の調整済み世帯所得が75000ドル以下の所得制限がある。また、有償育児休業の導入にともない、育児休業給付を受ける場合は、ベビーボーナスを受け取ることはできなくなった。なお、日本の出産一時金と額に差がないように見えるが、基本的な出産費用や妊娠中の検診費用がもともと無料であるうえにこのような給付があることは注記しておく必要があるだろう⁴⁾。

家族手当 A (Family Tax Benefit Part A)

家族手当 A は子育てにかかる費用に対する給付で、日本の児童手当や子ども手当に近いものであるが、所得や子どもの年齢や人数に応じて非常にきめ細かく給付額が設定されている。基本は被扶養者である16歳未満の子どもを対象とするが、大学等に進学している子どもについては24歳まで適用されることがある (別途

進学のための給付を得ている場合は適用されない)。給付額は子どもが13-15歳の時に最大となり、年額最大6161ドル20セントとなる。また所得が45114ドルを超えると、所得1ドルあたり20セント減額されるが、所得にかかわらず18歳の子ども1人当たり最低年額2062ドル25セントは給付される。給付が最低額になる所得の下限は子どもの年齢と人数によるが、12歳までの子どもが二人いる場合で73,548ドルである。

家族手当B (Family Tax Benefit Part B)

家族手当Bはひとり親世帯や、片稼ぎ、あるいは親のうち一人がパートタイムで働いている場合に支払われる。

保育費用給付 (Child Care Benefit)

保育費用給付は、認可あるいは登録済みの保育サービスの費用を軽減するための給付である。親の就業や就学の状況によって給付の有無や額が異なるが、利用時間24時間までは就労状況は問われない。利用費用の助成対象となる保育は、認可された終日保育 (long day care)、家庭型保育 (family day care)、学童保育 (outside school hours care)、家庭内保育 (in home care) と一時保育、および登録済み保育 (registered care) の一部である。

認可保育 (approved care) は、保育費用の減額として保育費用給付 (Child Care Benefit) を適用することを認められた保育事業者によって提供される保育を指す。

終日保育 (long day care)、家庭型保育 (family day care)、学童 (早朝放課後) 保育 (before and after school care)、長期休暇時保育 (vacation care) のほとんどの事業者、家庭内保育 (in home care) と一時保育の一部の事業者が、認可保育を提供している。

登録済み保育は、民間の幼稚園や学童保育の他、就労に当たって祖父母や親戚、友人などが保育に当たる場合も含まれるが、給付を受けるためには、その保育者がFamily Assistance Officeに登録する必要がある。

この制度の特徴は、非常に多様な保育が統一的に認可され共通の給付制度を受けられるというところにあるだろう。

保育リベート (Child Care Rebate)

保育リベート (Child Care Rebate) はもともと税控除として導入されたChild Care Tax Rebateから2009年7月1日に名称変更したものである。その前の

時点ですでに税控除ではなく、保育費用の給付になっていた現状に合わせたという。就労や通学状況のチェックを受ける必要がある。

有償育児休業制度 (Paid Parental Leave scheme)

有償育児休業制度は研究者や労働組合が強くその必要性を訴えてきたものであり、2010年に制度が定められ2011年1月から実施された。全額を国費で負担し、子育てのために休業する人に18週間まで全国最低賃金に相当する給付をするものである。休業前の所得ではなく、最低賃金にあわせた定額の補償 (週570ドル) を規定している。また、有償労働 (自営も含む) に従事した期間や時間数の条件があるだけで、日本のような雇用保険加入の有無などの制限はなく、逆に年収15万ドルの上限があるため、自営業や非正規雇用など低収入あるいは不安定な就労状況にある親にとって取得しやすい制度であるといえるだろう。

6. おわりに

本稿では、南オーストラリア州における子育て支援のワンストップショップ・サービスである「子どもセンター」事業、特に早期に運営を開始したカフェ・エンフィールドの実例を紹介し、さらに子育て支援を利用するに当たっての経済的負担を軽減する連邦政府の給付制度について紹介した。これらを見て分かるのは、いずれも州レベル、国レベルで多様な支援の全体が統一的に把握できる情報提供があり、またその内容が、子育て (教育・保育) に対する支出の社会的な意味と所得に応じた支援との間のバランスを考慮して、非常にきめ細かく制度化されているということである。日本の場合、これらに該当する支援は自治体、社会福祉法人、企業、NPOなどを含め、さまざまな形で提供されているが、国の制度としては確立しているとはいえない。本稿で紹介した制度の日本にとっての意味を論じるには、日本の制度についての詳細を提示すること、さらに、国と地方における財源の問題、税制の問題についても比較する必要がある。しかし、必ずしも高負担高福祉の国ではないオーストラリアに、このような制度が成立していることを知ることは、今後の日本における子育て支援施策の整備を考えるうえで意義のあることだといえるだろう。

【謝辞】

本研究の実施にあたっては日本学術振興会科学研究費

補助金（基盤研究C, 課題番号20604008, 研究代表者: 中里英樹）および甲南大学総合研究所研究費の助成を受けている。また, インタビューにご協力いただいた方々に多くを負っている。感謝の意を表したい。

文献

- Centrelink, Government of Australia. 2010. "Are you a parent or guardian?: A guide to your options and our services." Centrelink.
- Family Assistance Office. 2010. "Family Assistance Office Guide to Payments(Effective from 20 September to 31 December)." Australian Government Family Assistance Office.
- Government of South Australia, Department of Education and Children's Services. 2009. "Parents and Community: Starting School." Department of Education and Children's Servicesウェブサイト http://www.decs.sa.gov.au/portal/community.asp?group=matters&id=starting_school (2011-1-27アクセス).
- . 2010. "Child Care Careers in DECS Family Day Care." Family Day Care <http://www.decs.sa.gov.au/familydaycare/pages/cg0001106/careers/> (2011-1-27アクセス).
- Government of South Australia, Department of Education and Children's Services, Department of Health, and Department for Families and Communities. 2010. "Children's Centres for Early Childhood Development and Parenting." Department of Health, and Department for Families and Communities Government of South Australia Children
- Government of South Australia. 2010. "Children's Centres for Early Childhood Development and Parenting." <http://www.childrenscentres.sa.gov.au/pages/HOME/home/> (2011-1-15アクセス).

- Hill, Elizabeth, Barbara Pocock, and Alison Elliott. 2007. "Kids Count: Better early childhood education and care in Australia." Sydney: Sydney University Press.
- Pocock, Barbara. 2006. *The labour market ate my babies : work, children and a sustainable future*. Annandale, N.S.W.: The Federation Press (中里英樹・市井礼奈訳, 2010, 『親の仕事と子どものホンネ』岩波書店).
- 白田明子. 2003. 『女性進出の影で -オーストラリアのジェンダー事情』新風舎.
- 岡野晶子. 2009. 「家庭福祉員（保育ママ）-乳児の家庭的保育」, 白井千晶・岡野晶子編『子育て支援制度と現場 -よりよい支援への社会学的考察』新泉社, pp.163-176.

注

- 1) Children's Centres公式サイトの各センター所在地情報をもとに, Google Mapsのマイマップ機能を用いて筆者が作成。以下のURLで, 衛星写真や周辺画像(ストリートビュー)を見ることができる。
<http://maps.google.com/maps/ms?hl=en&ie=UTF8&msa=0&msid=208036193481527188488.000499d7e1979ed4f89ba&z=7>
- 2) オーストラリアにおけるプレイグループは, 日本の育児サークルと類似した, 親子の定期的な集まりである。詳細は4.3で述べる。
- 3) 日本においても, 児童福祉法の一部改正により「家庭的保育事業」が法的に位置づけられ, 2010年4月1日から施行されたため, 今後の変化の可能性はある。しかし, 大枠は法律で定められているものの, 費用など制度の詳細や具体的な事業の実施は市町村に委ねられているため, 保育の主要な選択肢の一つとして全国的に定着するには時間がかかることが予想される。
- 4) 日本においても2009年10月から2011年3月末までの期限付きで妊婦検診費用の補助がなされているが, 自治体ごとに補助の額にばらつきがあり, 全額無料とはいえない。